

## 不足単位の補完について

電気主任技術者免状の取得には、認定校において所定の単位（5～7ページ参照）を取得していることが必要ですが、取得単位が不足している場合、次のI、IIの方法で補うことができます。

### I 科目等履修生制度による単位取得

以下の場合に限り、科目等履修生制度により不足単位を取得することができます。

なお、当制度により不足単位を取得した場合、その単位を取得する以前の経験年数は2分の1として計算します。

- (1) 不足単位の補完ができる学校は卒業した学校に限る。
- (2) 補完することができる科目は、別表第1又は別表第2の科目区分の各号ごとに1科目とする。
- (3) 科目履修生制度により取得できる単位は、卒業後3年以内に取得したものに限り。

### II 試験合格による補完

不足している科目に相当する電気主任技術者試験（一次試験）に合格することにより不足単位を補うことができます。

たとえば、第2種電気主任技術者の認定校を卒業しているが、申請に必要な所定の単位のうち、電力応用に関する単位と電気法規の単位が不足している場合、第2種電気主任技術者試験の1次試験の「機械」と「法規」の科目を受験し合格することにより、免状交付申請することができます。

#### (1) 不足単用に代わる受験科目

別表第3、別表第4によります。試験の種別は申請する免状の種別によります。

試験合格で補完できるのは、受験科目が「電力」、「機械」、「法規」のいずれか1科目か、「電力と法規」、「機械と法規」の場合だけです。

#### (2) 合格科目の申告

免状交付申請の際に、試験結果通知書を添付して下さい。

#### (3) 電気主任技術者試験について

受験についての詳細は、(一財)電気技術者試験センター各支部へ問い合わせして下さい。

(一財)電気主任技術者試験センター 03-3213-5991 <http://www.shiken.or.jp/>

**【別表第3】 平成6年3月以前の入学**

別表第1の区分科目の単位数の不足パターン	受験科目
① 区分2. aの科目の合計単位数が規定単位数より不足している場合 (必要単位数の1/2以上の者に限る。)	電力科目
②区分2. bの科目の合計単位数が規定単位数より不足している場合	電力科目
② 区分2. cの科目の合計単位数が規定単位数より不足している場合	電力科目
③ 区分3. aの科目の合計単位数が規定単位数より不足している場合 (必要単位数の1/2以上の者に限る。)	電力科目※1
	機械科目
④ 区分3. bの科目の合計単位数が規定単位数より不足している場合 (必要単位数の1/2以上の者に限る。)	機械科目
⑥区分3. cの科目の合計単位数が規定単位数より不足している場合	機械科目
⑦区分3. dの科目の合計単位数が規定単位数より不足している場合	機械科目
⑧区分4. の科目の合計単位数が規定単位数より不足している場合	法規科目
⑨区分2. aの科目の合計単位数が規定単位数を満足しているが、 発電、変電、送電及び配電等の必須科目(◎)を取得していない場合	電力科目

※1 電気機器の科目を取得していて、取得単位数が大学等にあつては5単位以上、短期大学等にあつては4単位以上、高等専門学校等にあつては4単位以上の場合に限り適用するものとする。(電気材料の試験科目は「電力科目」のため)

**【別表第4】 平成6年4月以降の入学**

別表第2の区分科目の単位数の不足パターン	受験科目
①区分2. aの科目の合計単位数が規定単位数より不足している場合 (必要単位数の1/2以上の者に限る。)	電力科目
②区分2. bの科目の合計単位数が規定単位数より不足している場合	電力科目
③区分2. cの科目の合計単位数が規定単位数より不足している場合	電力科目
④区分3. aの科目の合計単位数が規定単位数より不足している場合 (必要単位数の1/2以上の者に限る。)	機械科目
⑤区分3. bの科目の合計単位数が規定単位数より不足している場合	機械科目
⑥区分3. cの科目の合計単位数が規定単位数より不足している場合	機械科目
⑦区分4. の科目の合計単位数が規定単位数より不足している場合	法規科目
⑧区分2. aの科目の合計単位数が規定単位数を満足しているが、 発電、変電、送電、配電及び電気材料等の必須科目(◎)を取得していない場合	電力科目
⑨区分3. aの科目の合計が規定単位数を満足しているが、電気機器学、パワーエレクトロニクス及び自動制御等の必須科目(◎)を取得していない場合	機械科目